

3長薬発第10号
令和3年4月2日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様
病院診療所部会長 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における問診等の予診に関する
留意事項について

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、長野県健康福祉部ワクチン接種体制整備室から通知がありました。

「新型コロナワクチン予診票の確認のポイント」が作成されたことについては、令和3年3月30日付 2長薬発第1305号でお知らせしたところですが、今般、問診等の予診に係る留意事項について改めて連絡がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会会員にご周知下さいますよう、よろしくお願ひします。

一般社団法人 長野県薬剤師会
事務局長 中島 / 保険医療課 桐山
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075
E-mail : hoken3@naganokenyaku.or.jp

長野県薬剤師会 総務課3

差出人: “長野県薬剤師会 保険医療課3” <hoken3@naganokenyaku.or.jp>
 日時: 2021年4月2日 9:05
 宛先: “総務課 吉野さん” <somu3@naganokenyaku.or.jp>
 添付: 【事務連絡】新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における問診等の予診に関する留意事項について.pdf
 件名: Fw: 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における問診等の予診に関する留意事項について

-----Original Message-----

From: ワクチン接種体制整備室

Sent: Thursday, April 1, 2021 7:54 PM

To: corona-vaccine@pref.nagano.lg.jp; '長野県医師会'; '長野県歯科医師会'; '長野県薬剤師会'

Cc: 01佐久保健福祉事務所健康づくり支援課; 01佐久保健福祉事務所食品・生活衛生課; 01佐久保健福祉事務所総務課; 02上田保健福祉事務所健康づくり支援課; 02上田保健福祉事務所食品・生活衛生課; 02上田保健福祉事務所総務課; 03諏訪保健福祉事務所健康づくり支援課; 03諏訪保健福祉事務所食品・生活衛生課; 03諏訪保健福祉事務所総務課; 04伊那保健福祉事務所健康づくり支援課; 04伊那保健福祉事務所食品・生活衛生課; 04伊那保健福祉事務所総務課; 05飯田保健福祉事務所健康づくり支援課; 05飯田保健福祉事務所食品・生活衛生課; 05飯田保健福祉事務所総務課; 06木曾保健福祉事務所健康づくり支援課; 06木曾保健福祉事務所食品・生活衛生課; 06木曾保健福祉事務所総務課; 07松本保健福祉事務所健康づくり支援課; 07松本保健福祉事務所食品・生活衛生課; 07松本保健福祉事務所総務課; 08大町保健福祉事務所健康づくり支援課; 08大町保健福祉事務所食品・生活衛生課; 08大町保健福祉事務所総務課; 09長野保健福祉事務所健康づくり支援課; 09長野保健福祉事務所食品・生活衛生課; 09長野保健福祉事務所総務課; 10北信保健福祉事務所健康づくり支援課; 10北信保健福祉事務所食品・生活衛生課; 10北信保健福祉事務所総務課; 01佐久地域振興局企画振興課; 01佐久地域振興局総務管理課; 01佐久地域振興局総務管理課県民生活係; 02上田地域振興局企画振興課; 02上田地域振興局総務管理課; 03諏訪地域振興局企画振興課; 03諏訪地域振興局総務管理課; 04上伊那地域振興局企画振興課; 04上伊那地域振興局総務管理課; 05南信州地域振興局企画振興課; 05南信州地域振興局総務管理課; 06木曾地域振興局企画振興課; 06木曾地域振興局総務管理課; 07松本地域振興局企画振興課; 07松本地域振興局総務管理課; 08北アルプス地域振興局企画振興課; 08北アルプス地域振興局総務管理課; 09長野地域振興局企画振興課; 09長野地域振興局総務管理課; 10北信地域振興局企画振興課; 10北信地域振興局総務管理課

Subject: FW: 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における問診等の予診に関する留意事項について

市町村予防接種 ご担当者

長野県医師会長 様

長野県歯科医師会長

長野県薬剤師会長

(保健福祉事務所担当課、地域振興局担当課)

お世話になっております。

県庁ワクチン接種体制整備室の上條です。

今年度も引き続きよろしくお願いいいたします。

標記の件について、厚生労働省から事務連絡がありましたので、転送します。

ご確認ください。

県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会のご担当者様におかれましては、貴会会員にご周知願

ます。
よろしくお願いいたします。

長野県庁健康福祉部ワクチン接種体制整備室
(担当) 上條 裕右
TEL:026-235-7319
FAX:026-235-7334
Email corona-vaccine@pref.nagano.lg.jp

-----Original Message-----

From: 健康局健康課 予防接種室(yoboseshu) <yoboseshu@mhlw.go.jp>

Sent: Wednesday, March 31, 2021 6:00 PM

To: undisclosed-recipients:

Subject: 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における問診等の予診に関する留意事項について

各都道府県 衛生主管部(局) ご担当者様

平素よりお世話になっております。厚生労働省予防接種室です。

先般、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの予防接種にあたって、適切な予診と円滑な接種に資するよう、当室「予診票の確認のポイント Ver.1.0(令和3年3月26日版)」を作成・周知したところですが、今般、問診等の予診に係る留意事項について別添のとおり改めてご連絡いたします。
よろしくお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 31 日

各都道府県 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室
厚生労働省医政局医事課

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における問診等の予診に関する
留意事項について

先般、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの予防接種にあたって、適切な予診と円滑な接種に資するよう、当室「予診票の確認のポイント Ver.1.0(令和3年3月 26 日版)」を作成・周知したところですが、今般、問診等の予診に係る留意事項について改めてご連絡いたします。

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(2.1版)」において既にお示ししているように、予防接種の前には、接種実施医療機関等及び接種施設において、問診、検温及び診察を接種前に行い、予防接種を受けることが適当でない者又は予防接種の適否の判断を行う際に注意を要する者に該当するか否かを確認することとされています。

予診を行う際は、接種場所に予防接種を受けることが適当でない状態等の注意事項を掲示し、又は印刷物を配布して、保護者等から予防接種の対象者の健康状態、既往症等の申し出をさせる等の措置をとり、接種を受けることが不適当な者を確実に発見することが必要です。

問診、検温及び診察に際して、予診票確認(記入の補助含む。)については、医師のみならず、看護師や事務職員等も担当することができます。なかでも予診票が正確に記入されていることで、接種不適当者であることの確認が容易となることから、看護師や事務職員等が、医師の問診に先立って、できる限り予診票の確認を行っていただくことにより、効率的かつ効果的な問診となるようお願いいたします。

については、管内の市区町村及び関係団体に周知いただきますようお願いいたします。